

宇治市教育委員会臨時会議録

日 時 平成29年10月2日(月) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 報告第13号 専決事項の報告について
日程第5 議案第22号 市職員を任免するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	加 賀 爪 毅
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	岸 本 文 子	副 部 長	伊 賀 和 彦
参事(生涯学習課兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸
教育総務課長	縄 手 弘	教育総務課副課長	吉 田 秀 平
大久保幼稚園長	佐々木顕子	神明幼稚園長	岩 崎 温 美
東宇治幼稚園長	篠原真奈美	木幡幼稚園長	垣 見 千 里

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主事	奥 田 峻 也
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後5時30分)

委員長より、本日の会議に傍聴の申請があり、許可した旨の報告がある。

開会宣言 委員長が10月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告

(1) 宇治市公立幼稚園の今後のあり方について

以上1件を報告する。

[説明]

(1) 宇治市公立幼稚園の今後のあり方について

平成22年4月の宇治市就学前教育のあり方検討委員会から就学前教育のあり方のまとめを受けて作成した方針を基に、昨年度(平成29年3月)宇治市公立幼稚園検討委員会から提言を受けた。これらを踏まえ様々な角度や視点から検討を行った結果、本市の公立幼稚園が将来に渡り持続可能で効果的・効率的な幼稚園体制を構築し、よりよい就学前教育の提供を継続するために、宇治市公立幼稚園の今後のあり方をとりまとめ報告する。

公立幼稚園の再編

今後よりよい就学前教育を提供し続けるために、現行の4園体制を見直し3園体制へ再編を行う。

まず再編の考え方としては、平成22年4月に作成した方針(4園全体の充足率が概ね50%程度まで低下した場合、公立幼稚園の再編実施に向けた検討を行う)に基づき再編を行う。また、平成29年3月に宇治市公立幼稚園検討委員会から公立幼稚園の適正規模・適正配置の考え方の提言書に基づき、総合的に判断し再編を行う。

再編後は、神明幼稚園、東宇治幼稚園、木幡幼稚園の3園体制とする。

現行の4園体制から3園体制に再編する理由は、教育上望ましい集団生活が送れる環境を整備することが重要であり、私立幼稚園や保育所、認定こども園などの配置状況、市内の就学前児童の人口動向、地域的バランス、将来的な幼保連携型認定こども園への展開、施設の状況等である。

平成25年度に定員の見直しを行ったが見直し後の4園全体の充足率は平成26年度44.4%から平成29年度31.8%と毎年減少傾向である。

また、大久保幼稚園や神明幼稚園の4歳児は、検討委員会が効果的な就学前教育を行う場合の理想とする適正規模である「1学級あたり20人～30人、確保が難しい場合でも半数の概ね10人～15人程度」を下回るため、再編することで教育的効果を発現する。

大久保幼稚園を廃園する理由は、平成25年度以降5年間の平均在園児数が他の3園の平均に比べて少ない状況であること。また、近隣に私立幼稚園が2園、保育所が2園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所が1園存在しているためである。

当面の方策と将来の方向性

1つめの当面の方策としては、就学前教育の充実と子どもの成長・発達や子育てを支援する観点から、3年保育と預かり保育を試行する。まず3年保育は、実施園を東宇治幼稚園、定員20人、実施時期を平成31年度からの予定とする。預かり保育は、実施園を神明幼稚園と木幡幼稚園、預かり時間を平日14時～17時(水曜日に限り12時～17時)実施時期を平成30年度からの予定とする。

2つめの将来の方向性としては、今後の国や京都府の動向を見極めながら、本市の公立幼稚園が、市全体の就学前教育の充実及び質的向上に向けて重要な役割を担っていくことができるよう中核的役割や認定こども園化等について、引き続き関係部局と連携調整を図りながら検討を行っていく。さらに本市の就学前児童の状況やこれらの取組状況について検証等を行いながら、引き続き適正規模や適正配置について検討を行っていく。

平成30年度の園児募集

平成29年10月4日に募集要項を配布し、市ホームページ等で周知する。10月26、27日に申し込み受付を開始する。

今後のスケジュール

平成29年12月に、宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例案を提案する。平成30年度は、神明、木幡幼稚園の両園で預かり保育を試行し、平成31年度大久保幼稚園4歳児の募集を停止、平成31年度東宇治幼稚園3歳児の募集を開始する。平成31年度は、大久保幼稚園5歳児のみ通園となり、東宇治幼稚園で3年保育を試行、その年度末に大久保幼稚園は廃園となる。平成32年度からは、3園体制が始まる予定である。

[質 疑]

[委 員] 昨年度末の検討委員会からの提言後、私たちも事務局からの説明も聞き、議論してきたが4園を3園に再編することにより効果的な就学前教育ができると思う。また再編により3年保育や預かり保育ができれば、より効果的だと思う。

[委 員] 4園から3園に再編することは、子どもたちへの教育や影響を考えると一定やむをえないと思う。

[委員] 園児減少のため幼稚園の数を減らすということも必要であると思う。そうすることで、宇治市の幼児教育が良い方向に向かうよう、新たに行う施策について、しっかりと実施してほしい。

[委員] 大久保幼稚園を廃園する理由として園児数や近隣の就学前施設の数あげているが、他にも比較検討する事例があったと思う。例えば敷地の広さや建築年数等の観点を検討しそれらを資料に記載はしないのか。

[事務局] 廃園を決定する際は、園児数や近隣施設のほかに施設の状況等も検討したが、資料には主な理由として園児数及び近隣の就学前施設の数に記載している。

[委員] 平成31年度の大久保幼稚園は、4歳児がいない5歳児のみの園運営になるが、教育課程で運動会等の行事に影響はないのか。

[事務局] 異年齢と関わることは教育的に効果があるので、多少心配する点はあるが、教育要領・教育課程に基づいてしっかりとやっていきたい。

行事に関しては、他園との交流回数を増やす等、取組内容も工夫していきたい。

[委員] 3園体制となるが、3年保育を試行実施するのは、東宇治幼稚園の1園だけなのか。

[事務局] 3年保育の試行実施は、教育課程の編成、園や教職員の体制等を考慮し1園とした。

[委員] 3年保育の試行実施が東宇治幼稚園なのは理由があるのか。

[事務局] 各園の保有教室や在園児の人数、また東宇治幼稚園は小規模保育事業(0歳から2歳)を実施している等の環境面から、東宇治幼稚園を選択した。

[委員] 東宇治幼稚園が平成31年度から3年保育を試行実施するにあたり、教育課程や現場体制が整う時間が必要なことは理解するが、来年度から3年保育を試行実施するのは難しいのか。

[事務局] 検討委員会の提言を受けてから、現場の職員が出来ることを想定し教育課程の編成等の準備を整えている。しかし、本市で初めて3年保育を試行実施するにあたり、今までの2年保育との違いから様々な環境の変化に対応する準備が必要となる。例えば、保護者や子どもたちの中には変化や新しいことへの緊張や不安を感じる方がいるため、1年間かけて現場職員が不安な気持ちに寄り添い丁寧な対応をしていく必要がある。

[委員] なぜ預かり保育の試行実施が神明幼稚園と木幡幼稚園なのか。また来年度4月からの試行実施は間に合うのか。

[事務局] 3園で預かり保育を試行実施できれば理想だが、体制との兼ね合いもあり2園で実施していく考えである。実施園は地域的なバランスを考慮し、宇治川を挟む東西に各1園(神明幼稚園と木幡幼稚園)を決定することとなった。

また、特別な部屋の準備が不必要なため施設面は問題がない。本市初め

ての預かり保育の試行のため、実施の方法や他市の状況等調査し検討している。できるだけ4月から実施できるよう取り組んでまいりたいと考えている。

[委員] 様々な課題があることは理解するが、できるだけ来年度4月には預かり保育の実施ができるよう取り組んでいただきたい。

○日程第4 報告第13号 専決事項の報告について

[説明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱又は任命について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行い、委員の委嘱又は任命を決定した。

[質疑] なし

○日程第5 議案第22号 市職員を任免するについて

委員長より、本件は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明] 本議案は、岸本教育部長の退職に伴う宇治市教育委員会職員の任免について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第2条第1項第1号に基づき提案するものである。

岸本文子教育部長が退職をし、後任として現教育部副部長の伊賀和彦が教育部長兼教育部副部長に就任する。

[質疑]

[委員] 教育部長の退職と教育部長兼副部長の就任はいつ付か。

[事務局] 教育部長の退職は10月11日付、辞令交付は10月12日付である。
新教育部長兼副部長は10月6日頃を内示予定とし、辞令交付は10月12日付である。

[委員] 教育部長と教育副部長の兼務は大変な重責があるが、兼任できるのか。

[事務局] 過去にも教育部長が教育委員会内の役職を兼務することがあった。大変ではあるが尽力を望む。

[討 論] なし

[採 決] 採択の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が10月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時00分）

宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、ここに署名する。

会議録署名委員
宇治市教育委員会委員長

宇治市教育委員会委員